

# 宿泊税課税マニュアル

## 目次

宿泊税の概要と事務取扱	・・・・・・・・・・・・	1
宿泊税に関する広報物	・・・・・・・・・・・・	4
宿泊税事務についての質問とその回答	・・・・	別冊

# 宿泊税の概要と事務取扱について

## 1 宿泊税の概要

### (1) 目的

宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税で、宿泊施設の宿泊客に対して課税されます。宿泊事業者の皆様には、特別徴収義務者として、宿泊税の徴収、申告、納入等の事務にご協力を賜りますようお願いいたします。

### (2) 宿泊税の税率

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金とそれに伴うサービス料等）に応じて課税されます。

- ・ 宿泊料金が2万円未満のもの 200円
- ・ 宿泊料金が2万円以上のもの 500円

## 2 宿泊税に関する事務取扱

### (1) 宿泊者への周知

特別徴収義務者であることを証する証票のほか、ポスターやチラシなどの広報媒体を用意していますので、これらを活用されるなどして、宿泊税の課税について宿泊されるお客様に周知してくださるようお願いいたします。

#### ① 宿泊税特別徴収義務者証

宿泊税特別徴収義務者証を見やすい場所に掲示してください。宿泊税特別徴収義務者証の交付を受けていない場合は、税務課へお問い合わせください。

#### ② ポスター・チラシ

ポスターを見やすい場所に掲示するとともに、チラシをフロントや客室に配置するなどしてください。チラシは、日本語版のほか、英語、中国語・簡体字、韓国語版があります。ポスターやチラシが不足する場合は、お手数ですが税務課へご連絡をお願いいたします。

### ③ ホームページ

金沢市公式ホームページに宿泊税のページがありますので、宿泊施設のホームページからリンクを貼るなどしてご活用ください。リンク用バナーや二次元コードも掲載しています。

また、英語、中国語、韓国語など8カ国語への翻訳も可能となっておりますので、必要に応じてご活用ください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaku/syukuhakutop.html>

## (2) 宿泊税の領収

### ① 領収

宿泊税は、それぞれの宿泊施設の業務の実状に応じ、ご都合のよい方法で領収して下さるようお願いいたします。チェックイン時の現金やクレジットカードでの領収、予約サイトでのネット決済、旅行代理店からの口座振込など、方法は問いません。

ただし、クレジットカード決済やOTAの利用に関する手数料等は、宿泊事業者様のご負担になりますので、ご了承ください。

### ② 領収書の交付

領収書には、宿泊税を受領した旨とその金額を明記するようお願いいたします。なお、宿泊料金とは別に、宿泊税分のみの領収書を発行することも可能です。

### ③ 宿泊者からの問合せへの対応

宿泊者から想定される質問と対応例を次のページに取りまとめましたので、参考としていただければ幸いです。また、対応の困難な事例がありましたら、税務課へご相談ください。

## 3 その他宿泊税事務全般に関する質問と回答

これまでにいただいた質問等に対する回答を別冊として「宿泊税事務についての質問とその回答」として内容別に集約しましたので、ご活用ください。

## 宿泊税の課税に対する宿泊されるお客様から想定される質問と回答

Q. 宿泊税とは何か。

A. 法令に基づく税金で、消費税などと同様に、宿泊料金と合わせて納めていただくものです。

Q. 法令とはどのような法令か。

A. 金沢市宿泊税条例第3条において、宿泊施設での宿泊者に課するものとされています。

Q. 支払った税金はどのように使われるのか。

A. 観光客の受入環境の充実や市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に用いられます。

Q. ここで支払った宿泊税はどのように扱われるのか。

A. 翌月に金沢市へ納入することとなっています。

Q. 宿泊税に納得できないので、支払を拒否する。

A. 法令に基づくものであり、また、金沢で宿泊される方に一定の負担をお願いする制度ですので、ご理解の上、お納めいただくようお願いいたします。

Q. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合、罰則が課されるのか。

A. 宿泊者に対する罰則はありません。

Q. それならば、支払う必要がない。

A. 宿泊施設では、実際に宿泊された人数を申告し、それに応じた宿泊税を納入する義務を負っており、それに対する税務調査もあると聞いています。金沢市内の宿泊施設はどこでも課税される制度ですので、お納めいただくようお願いいたします。

## 宿泊税に関する広報物

広報物	サイズ等	使い方	備考
①チラシ	A 4 (縦型)	設置	・ 宿泊施設の各部屋などに備え付けてください。
②ポスター	B 2 (横型)	設置	・ 日本語版と英語版の2種類が並列になっています。 ・ B 2横型の1枚として、また掲示場所に応じて半分のB 3縦の2枚として使用できます。
③三角POP		設置	・ 宿泊施設のカウンターなどに設置してください。
④二次元コード		HP	・ 宿泊施設のホームページ等にご利用ください。

### ※広報物イメージ

① チラシ



② ポスター



真ん中で切って使えます。

③ 三角POP



折り曲げて使用します。

④ 二次元コード

